

令和4年度「霧島市担い手経営発展等支援事業（市単独事業）」

事業の概要

霧島市の中心経営体である認定農業者のうち国県補助事業の交付要件に該当しない中堅クラスの農家、次世代の農業・農村を担う新規就農者に加え、一定規模以上の耕作面積のある農業者に対し、経営発展や経営の安定・定着並びに農地の継続的な維持管理や遊休農地化の防止の観点から、必要な農業用機械・施設導入等の資金を支援することにより、経営基盤の強化された農業者の確保・育成を図ります。

対象者・交付要件

1 対象者（補助率）

- (1) 後継者育成支援型（事業費の1/2以内）上限 200万円 ※畜産上限 150万円
- ① 認定新規就農者・55歳以下の認定農業者
 - ② 55歳以下の後継者がいる認定農業者
 - ③ 農業法人
- (2) 担い手育成支援型（事業費の1/3以内）上限 200万円 ※畜産上限 150万円
- ① 後継者育成支援型の対象にならない認定農業者
 - ② 5年以内に認定農業者となることが見込まれる農業者
- (3) 農業者育成支援型（事業費の1/2～1/3以内）上限 100万円 ※畜産上限 100万円
- 主業農家で農業経営耕地面積が一定規模以上ある者
- ① 55歳以下の農業者：事業費の1/2以内
 - ② 56歳以上の農業者：事業費の1/3以内
- ※主業農家：農家所得の50%以上が農業所得である農家

2 交付要件

霧島市に住所を有し、市税等の滞納がない者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 認定農業者、認定新規就農者及び主業農家で一定規模以上の耕作面積を有する農業者又は5年以内に認定農業者になることが確実であると市長が認める農業者であること。
- (2) 本市の農業政策に積極的に協力しようとする者であること。

3 提出書類

- 応募申請書（第1号様式）
 - 事業計画書（第2号様式）
 - 導入又は整備に要する経費の見積書
 - 導入又は整備しようとする農業用機械、施設等の概要がわかる書類
 - 市税等の滞納がないことを証明する書類
 - その他市長が必要と認める書類
 - 前年における農業収入を証明する書類（確定申告の写し一式）
 - 耕作証明書
- 対象者(3)のみ提出

対象施設等

【耕種部門】

- 施設
ビニールハウス、ビニールハウス附帯施設
トンネル施設、育苗施設、出荷施設 等
- 機械
トラクター、コンバイン、田植機、管理機
乗用型摘採機 等

【畜産部門】

- 施設
堆肥舎、子牛育成牛舎、パドック付ドーム型牛舎 等

※申請書等の必要書類については、右記までお問い合わせください。

募集時期・募集方法

【募集時期】

令和4年5月10日（火）から
令和4年6月10日（金）まで

【募集方法】

「架け橋」にて募集
霧島市HPで周知

☆問い合わせ先☆

霧島市役所（6階）農政畜産課
農政第2グループまたは
最寄りの総合支所市民生活課まで
お問い合わせください。